

## 情報保全監察委員会設置法案

### (目的)

第一条 この法律は、情報保全監察委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

### (設置)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、情報保全監察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

### (任務)

第三条 委員会は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項の規定により指定される特定秘密をいう。以下同じ。）の指定及びその解除等の適正の確保を図るため、特定秘密の指定及びその解除等が真に我が国の安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場

において検証し、及び監察することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定秘密の指定及び解除の適否の検証及び監察に関すること。
- 二 特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否の検証及び監察に関すること。
- 三 特定秘密である情報が記録された行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書をいう。次号において同じ。）の管理の検証及び監察に関すること。
- 四 特定秘密の指定が解除された場合における当該指定に係る情報が記録された行政文書の国立公文書館等（公文書等の管理に関する法律第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）への移管及び廃棄の検証及び監察に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場

合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(罷免)

第九条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第七条第五項各号のいずれかに該当するに至ったときは、これ

らを罷免しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び二名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第二項の適用については、第六条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(服務)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十二条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第十三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な範囲において、行政機関の長に対し特定秘密である情報を含む資料の提出、説明その他必要な協力を求め、又は行政機関における特定秘密の取扱いの業務について実地に調査することができる。

(委員会の報告等)

第十四条 委員会は、検証及び監察の結果、特定秘密の指定及び解除等が特定秘密の保護に関する法律第十八条第一項の基準に反すると認めるときは、当該指定及び解除等に係る行政機関の長に対し、その是正の

ため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(国会に対する報告)

第十五条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(規則の制定)

第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、情報保全監察委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(情報保全監察委員会の運営)

第十八条 この法律に定めるもののほか、情報保全監察委員会の運営に関し必要な事項は、情報保全監察委員会が定める。

(罰則)

第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、特定秘密の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(最初の委員長及び委員の任命)

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命することができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは、「附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 情報保全監察委員会の委員長及び委員

別表第一官職名の欄中「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長  
情報保全監察委員会委員長」に、「国家公安委員  
会委員」を「国家公安委員会委員  
情報保全監察委員会委員」に改める。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第四条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正す

る。

第六条第一項中「特定個人情報保護委員会」の下に「情報保全監察委員会」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改める。

第三条第二項中「取扱いの確保」の下に「特定秘密の指定及びその解除等の適正の確保」を加える。

第四条第三項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の三 情報保全監察委員会設置法（平成二十六年法律第 号）第四条に規定する事務

第六十四条の表特定個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 情報保全監察委員会 | 情報保全監察委員会設置法 |
|-----------|--------------|

## 理 由

情報保全監察委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約〇〇〇円の見込みである。